

読売新聞代表取締役社長 白石興二郎 殿  
読売新聞東京本社社会部 御中

## 抗議書

2014年10月31日

全国難民弁護団連絡会議

全国難民弁護団連絡会議（代表世話人 弁護士 渡邊彰悟）は、2014年10月18日付貴紙朝刊の「難民申請急増 就労目的か」の記事に関し、下記のとおり、強く抗議するとともに、訂正を求めます。

### 記

貴紙は、2014年10月18日付朝刊で、「難民申請急増 就労目的か 生活支援策を「悪用」との見出しの記事（以下「本件記事」）を社会面に掲載されております。しかしながら、本件記事の記事内容には著しく誤解を生じさせるおそれのある内容が含まれており、難民申請者に対する偏見を生じさせかねないものであって、2013年の認定者がわずか6人で認定率が0.1パーセントにすぎない機能不全ともいえる現行の難民認定制度を、さらに歪める方向に誘導しかねません。

まず、本件記事は、「留学や短期滞在など正規の在留資格を持つ外国人からの申請」が増えたことを述べ、留学生や技能実習生が稼ぎを増やすために難民認定申請をしている旨の日本語学校や雇用者からの苦情を記載し、制度の就労目的での「利用」が横行していると述べています。しかしながら、迫害を受けるおそれのある国から出国するための手段として、比較的に入手し易い在留資格を取得して来ること自体は必ずしも不合理なことではありません。弊団体が把握している限りでも、これまで技能実習生として来日して、難民認定や人道配慮による在留を認められた者が少なからずおります。そもそも経済移民と難民は互いに排他的なものではなく、迫害のおそれからの逃亡後の生活を考えて避難国を選ぶことは何ら不自然なことではありません。本件記事は、そのような状況下で保護を必要とする難民申請者に対する誤った先入観を増幅させるおそれがあります。

また、本件記事は、「現制度では、認定されなくても、異議申し立てや再申請を繰り返せば、合法で就労できる立場を維持することも可能だ。」としていますが、保護されるべき難民申請者が難民として認定されない現行の制度においては、迫害を恐れて本国に帰れずに保護も受けられない難民が、やむを得ずに再申請を行っている場合も少なくなく、弊団体の把握している限りでも、これまで再申請後に難民認定や人道配慮を認められた者も少なからずおります。

さらに、本件記事においては、制度の悪用が増加したことによる申請数の増加での弊害を述べていますが、そもそも申請数が増加する以前から日本の難民認定制度については適正な手続きが確保されていないことが度々指摘されてきたところであり、そのよう

な従前からの状況を踏まえないままに「悪用」事例を過度に強調することは、難民認定制度の問題の本質を覆い隠すものであって、公正・正確な報道とは言い難いといわざるを得ません。

以上のとおりですので、弊団体は、本件記事に対して強く抗議するとともに、直ちに訂正されるよう強く求める次第です。

以上

<連絡先>

全国難民弁護団連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4 階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543

Email: [jlnt@izumibashi-law.net](mailto:jlnt@izumibashi-law.net)